

信 用 金 庫 代 理 業 者 許 可 票

信 用 金 庫 代 理 業

◎当庫は、信用金庫法第85条の2の2の規定に基づく信用金庫代理業者です。

(信用金庫代理業者の名称) 田 川 信 用 金 庫

(所属信用金庫の名称) 信 金 中 央 金 庫

※信用金庫代理業の業務取扱時間、休日については、当店の窓口受付時間、休日と同様です。

【信金中央金庫ディスクロージャー誌 : <https://www.shinkin-central-bank.jp/investor/library/disclosure.html>】